

報酬等の支給基準について

社会福祉法人友悠会の報酬等の支給基準は、平成 30 年 6 月 15 日開催の評議員会において、決議された社会福祉法人友悠会評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の定めるところによる。

平成 30 年 6 月 18 日

社会福祉法人 友悠会
理事長 中 村 熊 次

社会福祉法人友悠会 評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友悠会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条により置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条により置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表1により支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、各年度の総額が20万円を超えない範囲で別表2により支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 本会は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく現金で支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費、日当）を、旅費規定により出張費として支給する。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、出席の都度別表2により現金をもって支給する。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第7条 苦情対応規程に定める第三者委員が、本会及び本会が運営する就労継続支援A型事業所サン・フレンドの苦情対応の業務にあたったときは、別表2により現金をもって支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は平成30年6月15日から施行する。

(廃止)

2 平成28年12月21日制定の社会福祉法人友悠会役員等報酬規程及び役員等報酬規程第4条に規定する報酬に関する規定は、これを廃止する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	5,000円	200,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	5,000円	200,000円
監事	5,000円	
評議員選任・解任委員会委員	5,000円	
第三者委員	5,000円	